処遇改善等加算による 賃金改善の考え方

法定福利費の計算って?

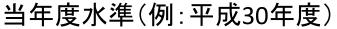


処遇改善 = 基準年度水準からの賃金改善

基準年度水準(例:平成24年度)



等級	賃金月額
<u>1号</u>	170,000円
2 号	175,000円
3号	180,000円
4 号	185,000円
5号	190,000円
6号	195,000円

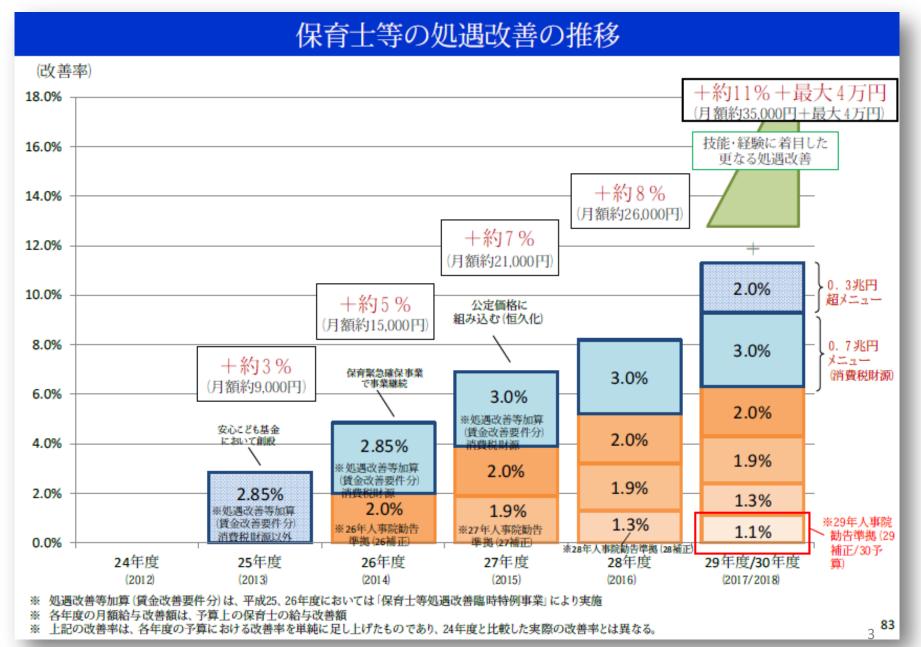






等級	賃金月額
1号	190,000円
2 号	195,000円
3号	200,000円
4 号	205,000円
5号	210,000円
<u>6号</u>	215,000円

公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分



法定福利費等の事業主負担増加額の考え方(1/2)

法定福利費等の取扱い(Q&A)

(問27)

処遇改善等加算Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額の範囲はどのようなものですか。
(答)

法定福利費等の事業主負担増加額は、次のものを含みます。

- 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分
- 法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分
- 退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分

出典:平成30年度 子ども・子育て支援新制度市町村向けセミナー資料

上記の法定福利費等の事業主負担分のうち、処遇改善等加算による賃金改善に伴って増加した分については、加算実績額から控除して賃金改善を行います。

法定福利費等の事業主負担増加額の考え方(2/2)

(問28)

<u>法定福利費等の事業主負担増加額の計算方法</u>はどのように行えばよいですか。例えば、<u>職員</u> <u>一人ひとりについて計算</u>する必要がありますか。

(答)

法定福利費については、

- ①職員の就業形態・収入等により加入する社会保険が異なること、
- ②加入する保険者によって適用される保険料率などが異なること、
- ③計算方法についても制度ごとに様々であること

から、各施設の実態に応じて合理的と判断される方法により、算定していただきたいと考えています。合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、<u>賃金改善の時期及び</u>方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。

したがって、事務負担の軽減の観点から、必ずしも<u>職員一人ひとりの具体的な法定福利費等の事業者負担増加分を算出する必要はなく</u>、当該<u>事業所全体の賃金改善所要額に実態上の社会</u>保険料率を乗じたものを算出し、当該額と加算(見込)額との差額を算出することで足ります。

出典: 平成30年度 子ども・子育て支援新制度市町村向けセミナー資料

社会保険料等の事業主負担増加額の算定方法

→事業所全体の賃金改善所要額に実態上の社会保険料率(例えばー律15%等)を乗じる 5

処遇改善等加算 I・Ⅱの実績報告時における 加算実績額、社会保険料等、及び賃金改善額の取扱い

【賃金改善額の計算】

支給賃金額 - 基準年度水準の賃金 - 公定価格改定分 = 賃金改善額 (215,000円) (195,000円) (10,000円) (10,000円)

※ 上記の計算式で求めた金額に、翌年度等に精算した金額を含めます。

【社会保険料等の計算】

賃金改善額 × 実態上の社会保険料率 = 社会保険料等事業主負担増加額 (10,000円) (15%) (1,500円)

※ 上記の計算式で求めた金額に、翌年度等に精算した金額を含めます。

【加算実績額との比較】

賃金改善額 + 法定福利費等 + 精算額 ≥ 加算実績額 (10,000円) (1,500円) (1,000円) (12,500円)